

鷹栖町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年9月25日

鷹栖町農業委員会

第1 基本的な考え方

鷹栖町農業委員会は、農地利用の最適化に取り組むため「農業委員会等に関する法律」第7条に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の任期期間に合わせて令和4年度末までの目標達成に向けた計画とし任期期間である3年ごとの検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止、解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	4,320 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和5年3月)	4,320 ha	0 ha	0 %

【目標設定の考え方】

遊休農地は、現状0haで、今後も遊休農地を発生させないように維持することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止、解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員による農地利用状況調査と利用意向調査を実施し、遊休農地と遊休化の恐れのある農地を把握する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用の意向を勘案し、農地の利用の増進が図れるよう利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況と意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の記録の確保と公表を図る。

イ 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、遊休農地の解消を目指す。

ウ 非農地の判断について

利用状況調査などの結果により、荒廃農地と区分された農地については、現況に応じて、速やかに「非農地の判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積、集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	4,320 ha	4,107 ha	95.1 %
目 標 (令和5年3月)	4,320 ha	4,125 ha	95.5 %

【目標設定の考え方】

農地利用集積、集約化の状況は、現状、高い集積率で推移しており、今後も現状の水準を低下させないよう集積率の向上に努めていく。

(2) 担い手への農地利用の集積、集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「人・農地プラン」の見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らした実現の可能性のある「人・農地プラン」の見直しに協力する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

町産業振興課、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構などの関係機関と連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握や情報収集を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

(ア) 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、交換等の検討をする。

(イ) 受け手が少ない又は受け手がない地域では、基盤整備事業などの活用と併せて、営農の組織化、法人化、新規参入の受入れなど、地域性に応じた取り組みを推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現状 (令和2年3月)	3 経営体	18 ha
目標 (令和5年3月)	6 経営体	16 ha

※現状、目標の数値は、それぞれ期間中の新規参入数で累計値ではない。

【目標設定の考え方】

鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」研修生などの新規就農を見込み年間2経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

町産業振興課、農地利用集積円滑化団体、受入農家協議会、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構などの関係機関と連携し、農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者への情報提供や就農へのサポートを行う。

イ 企業参入の推進について

担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になりうる存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の検討を図る。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

地域内において、高齢化などにより農地の遊休化が深刻となる地域には、農地の下限面積に別段の面積の設定などを検討して、新規就農を促進する。